

議案第 5 0 号

沼田市行政手続条例の一部を改正する条例について

沼田市行政手続条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 2 5 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市行政手続条例の一部を改正する条例

沼田市行政手続条例（平成８年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号及び第４条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第１３条第１項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第１号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪」を「剥奪」に改め、同条第２項第５号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第１４条第１項及び第２項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第１５条第１項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第３項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の１項を加える。

- ４ 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を沼田市公告式条例（昭和２９年条例第１号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第１６条第１項中「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に改める。

第２２条第３項中「第１５条第３項」の次に「及び第４項」を、「同条第３項」の次に「及び第４項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から２週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第２８条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第２９条中「第１５条第３項及び」の次に「第４項並びに」を加え、同条後段中「「第１項」とあるのは「第２８条」と、」の次に「同条第４項中」を加え、「同項第３号」を「第１項第３号」に、「同条第３号」を「第２８条第３号」に、「同条第３項後段」を

「同条第４項後段」に、「第１５条第３項後段」を「第１５条第４項後段」改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の沼田市行政手続条例第１５条第３項及び第４項（これらの規定を改正後の条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。